



平成 23 年 10 月 25 日

『日本はひとつ』しごとプロジェクト フェーズ3（第3段階）について

平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災に係る緊急総合対策として、政府は、被災者等就労支援・雇用創出推進会議においてとりまとめられた「『日本はひとつ』しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）及びフェーズ2（第2段階）」について、その実施に全力で取り組んでいいるとこです。

今般、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日政府決定）を踏まえ、第3次補正予算等で対応する雇用復興を支える新たな総合対策として、本日、同会議において、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト フェーズ3（第3段階）」が別添のとおり取りまとめられました。

関係省庁におきましては、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」のフェーズ1及びフェーズ2とともにフェーズ3に基づく取組に尽力する所存であります。

つきましては、業務多忙の折、大変恐縮ではございますが、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」のフェーズ1（第1段階）及びフェーズ2（第2段階）とともにフェーズ3（第3段階）についても格別のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴団体の益々のご盛栄を祈念申し上げます。

【お問い合わせ先】

「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」事務局

厚生労働省職業安定局雇用政策課

03-5253-1111（内線 5722、5732）



報道関係者 各位

平成 23 年 10 月 25 日

【照会先】

職業安定局 就用政策課

課長 藤澤 勝博

課長補佐 武田 康祐

係長 高澤 航

代表電話 03(5253)1111(内線 5732)

直通電話 03(3502)6770

『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』

～被災者等就労支援・雇用創出推進会議 第3段階対応とりまとめ～

東日本大震災の被災者の就労支援、雇用創出を促進するため、各省庁を横断して総合的な対策を策定し、強力な推進を図るという目的で設置された「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」（座長：牧義夫 厚生労働副大臣）は、被災者のみなさんの仕事と暮らしを支えるため、政府をあげて対策の検討を重ねてきました。

政府としては、これまで、復旧段階における雇用対策として『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』フェーズ1・2の取組を推進し、被災3県で6万4千人超の方々を就職に結びつける等の成果をあげてきましたが、長期的な安定雇用の更なる創出を図るため、第三次補正予算・税制改正措置等での対応を行うフェーズ3をとりまとめましたので公表します。

これによりトータル58万人程度の雇用創出・雇用下支え効果が期待され、今後、さらに確実に就労支援・雇用創出を推進します。

【とりまとめのポイント】

＜雇用復興を支える予算措置等による対策＞

- ① 地域経済・産業の再生・復興による雇用創出
 - ・国内立地補助、中小企業等の復旧事業等の企業支援
 - ・農林水産業支援、地域包括ケアの推進等による地域づくり等
- ② 産業振興と雇用対策の一体的支援
 - ・「被災地雇用復興総合プログラム」の創設
 - ・復興特区の創設に伴う法人税に係る措置の創設
- ③ 復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等
 - ・復興に資する産業分野、成長分野等の公的職業訓練等の拡充
 - ・新卒者支援の充実など、ハローワーク等による支援の充実強化
 - ・雇用保険の給付の延長（90日分）（10月1日より施行済み）

＜フェーズ3の雇用創出・下支え効果＞

総額6.1兆円 雇用創出・雇用の下支え効果58万人程度

(雇用創出効果50万人程度 雇用の下支え効果7万人程度)

被災者等就労支援・雇用創出推進会議

1. 目的

東北地方太平洋沖地震の被災者等の就労の支援・雇用創出を促進するため、総合的な対策を策定し、強力な推進を図る。

2. メンバー

座長 牧 厚生労働副大臣

事務局長 津田厚生労働大臣政務官

事務局長 津川国土交通大臣政務官

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）

総務省大臣官房地域力創造審議官

文部科学省大臣官房総括審議官

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省職業能力開発局長

農林水産省農村振興局長

農林水産省水産庁長官

経済産業省大臣官房審議官（経済社会政策担当）

経済産業省中小企業庁長官

国土交通省大臣官房建設流通政策審議官

国土交通省総合政策局長

国土交通省住宅局長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3（第3段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第3段階）



雇用復興を支える新基盤等による支援

※フェーズ1、2による当面の雇用の確保・生活の安定支援も引き続き強力に推進

地域経済・産業の再生・復興による雇用創出
(5.7兆円 雇用創出効果 35万人)

産業振興と雇用対策の一体的支援
(0.4兆円 雇用創出効果 15万人)

復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等
(0.1兆円
雇用下支え効果 7万人)

◎ 企業支援

- ・部品・素材分野と成長分野の生産拠点等への国内立地補助の創設
- ・中小企業向け金融支援の継続・拡充
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の対象規模拡大

- 事業高度化、知とイノベーションの拠点整備等
- ・革新的医療機器創出等のための復興特区構想の推進

◎ 農林水産業支援

- ・農地・農業用施設、漁港・漁場機能等の早期復旧・強化
- ・農林漁業者の経営再開支援の充実、6次産業化の推進等
- ・持続可能な森林経営の確立等

○ 観光業支援

- ・風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化等
- ・三陸復興国立公園（仮称）の取組による新たな観光スタイルの構築

◎ 地域包括ケアの推進等による地域づくり

- ・地域包括ケアの再構築等
- ・子どもを地域で支える基盤構築
- ・社会的包摵を用いた「絆」再生

◎ 東日本大震災復興交付金の創設

◎ 災害復旧・復興等インフラ整備の推進等

◎ 環境・新エネルギー事業の推進

- ・木質バイオマス利活用施設の導入の推進
- ・再生可能エネルギー研究開発拠点の整備

○ 情報通信技術の利活用等

○ 原発被害への対応（除染事業の推進等）

◎ 被災地雇用復興総合プログラムの推進

- ① 事業の再建、高度化、新規立地等の推進
- ② 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が、①などの産業政策と一体となって、被災者を雇用する場合、雇用面から支援を行う事業（事業復興型雇用創出事業）を創設
- ③ 雇用面でのモデル性がある事業を地方自治体が民間企業等に委託して実施する事業（生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業）の創設

○ 雇用創出基金の積増し等による雇用創出

◎ 復興特別区域制度（仮称）の創設に伴う法人税に係る措置

- ・新規立地新設企業を5年間無税の新規立地促進税制の創設
- ・被災者の給与総額の一定割合の法人税額からの控除等の創設

○ 農業経営の多角化戦略等による雇用の創出・就業支援

◎ 人材育成の推進等

- ・被災地復興に資する分野や成長分野等における公的職業訓練等の拡充
- ・地域中小企業の人材育成支援等
- ・専門学校等と地域・産業界の連携による復旧・復興を担う専門人材の育成
- ・復興支援型地域社会雇用創造事業の推進

◎ ハローワーク等による支援の充実強化

- ・新卒者支援の充実
- ・障害者に対する就職支援の充実
- ・被災者雇用開発助成金の拡充
- ・被災地等のハローワークの機能・体制強化

○ 復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止

◎ 雇用保険の給付の延長

- ・被災3県（岩手・宮城・福島）の沿岸地域等で延長（90日分）

フェーズ3の雇用創出・雇用の下支え効果

58万人程度

総額6.1兆円

（雇用創出効果50万人程度）

雇用下支え効果7万人程度

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

フェーズ3（第3段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～ (被災者等就労支援・雇用創出推進会議第3段階とりまとめ)

1. 基本的対処方針

東日本大震災等により、東北地方の沿岸部を中心にインフラ、住居等に壊滅的な被害が生じ、多くの方々が仕事に就けない状況にあることを踏まえ、「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ1・2においては、当面の対応策として、復旧事業等による雇用創出や被災した方々の生活の安定などに政府をあげて全力で取り組んできた。

一方、東日本大震災から半年以上を経過した今、被災した方々の間では、できれば地元で安定した雇用機会を得たいとのニーズが高まっている。

このため、

- ① 被災地の強みである農林水産業、製造業等の復興、地域包括ケアの推進、再生可能エネルギー等新産業の導入と雇用面の支援を一体的に進め、本格的な安定雇用を生み出すこと
- ② 高付加価値化、全員参加、世代継承などの理念の下、経済・雇用の波及効果が高く、質の高い雇用を生み出す方向に政策的に誘導していくことを今後の復興段階の基本的対処方針として取り組んでいく必要がある。

今般、こうした観点から、平成23年度第3次補正予算による措置、税制改正による措置などによる雇用復興に向けた総合的な対応策として「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ3を取りまとめた。これによりトータル58万人程度の雇用創出・下支え効果が期待されるところ（ただし、被災地外における効果を含む。）、その確実かつ効果的な推進に、政府をあげて取り組む。

2. フェーズ1・2の進捗状況

フェーズ1・2は、東日本大震災からの復旧段階における当面の就労支援・雇用創出策として実施してきたものである。第1次補正予算、法律措置等によって実施してきた「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ1・2については、別添資料のとおり進捗しているところである。

今回取りまとめるフェーズ3の実施とあわせて、フェーズ1・2についても引き続き着実に実施する。

3. 第3次補正予算等による総合対策

(1) 地域経済・産業の再生・復興による雇用創出（5兆7,252億円程度、雇用創出35万人程度）※被災地外における効果を含む。

<企業支援>

(ア) 供給網の再生支援を含む立地促進

- 企業等の国内立地の推進【経済産業省】 5,000 億円
震災による電力供給制約等に加え、急速な円高の進行により、産業・雇用の空洞化が加速するおそれがあることに鑑み、企業の国内立地を支援し、我が国の雇用の維持・創出を図るため、サプライチェーン中核的な部品・素材分野と将来の雇用を支える高付加価値の成長分野の生産拠点、研究開発拠点への国内立地補助を行う。また、福島県への企業立地促進のための対策も講ずる。

(イ) 資金繰りや事業用施設の復旧・整備支援

- 中小企業向け金融支援の継続・拡充【経済産業省】 5,933 億円
「東日本大震災復興緊急保証」や「東日本大震災復興特別貸付」の継続実施等、中小企業の資金繰り対策に万全の支援策を実施する。

○ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の対象規模拡大【経済産業省】

1,249 億円

※東日本大震災復旧・復興予備費で措置

被災地域の中小企業等がグループで進める復興事業計画を県が認定した場合に、当該計画に必要な施設・設備の復旧等を支援する事業について、被災地の強いニーズを踏まえ、規模を大幅に拡大する。

○ 仮設工場・仮設店舗等の整備【経済産業省】 49 億円

被災地における中小企業の早期事業再開に向け、中小企業基盤整備機構が仮設工場・仮設店舗等を設営し、自治体を通じて事業者に貸し出しを行う。

○ 被災中小企業に対するリース料支援【経済産業省】 100 億円

震災に起因するリース設備の滅失等によりリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、被災中小企業の二重債務負担を軽減する。

(ウ) 生活衛生関係営業の復興支援【厚生労働省】

34 億円

- ・生活衛生関係営業者の営業再開に必要な施設・設備の支援を行う。
- ・営業者に対する生活衛生融資を低利で融資する。

＜事業高度化、知とイノベーションの拠点整備等＞

○ 東北発の革新的医療機器創出のための復興特区構想

【厚生労働省】 43 億円

- ・東北地方の強みを活かした革新的な医療機器の創出を通じて、企業誘致や雇用創出を図るため、臨床実験の財政支援や薬事規制の緩和等を組み合わせた復興特区構想を推進する。
- ・財政支援については、地域医療再生基金の積み増しにより対応する。

○ 大学等における地域復興のためのセンター的機能の整備（後掲）

【文部科学省】

○ 東北メディカル・メガバンク計画の実施【文部科学省】 158 億円

医療の再生と医療機関の復旧に併せて、ゲノムコホート研究等を被災地域を中心に実施し、医療関係人材を確保するとともに個別化医療等の次世代医療を地域住民に対して実現する。

○ 東北マリンサイエンス拠点形成事業の推進【文部科学省】 20 億円

漁業の復興に向け、大学や研究機関等の知見を生むためのネットワークとして、東北マリンサイエンス拠点の中心となる機関を選定し、海洋生態系の調査研究や、新たな産業の創成につながる技術開発を支援する。

＜農林水産業＞

(ア) 農地・農業用施設等の早期復旧による経営再開

○ 農地・農業用施設等の早期復旧の推進【復興対策本部、農林水産省】

2,341 億円（この他、復興交付金の支出により対応）

- ・被災した農地・農業用施設等の災害復旧、再度災害の防止のために災害復旧事業に併せて行う施設の改築及び除塩事業等を実施する。
- ・農業生産関連施設の復旧、物流拠点の機能強化・整備等を行う。

(イ) 農業者等の経営の継続・再建

○ 経営再開支援の充実【農林水産省】 58 億円

- ・被災農業者の経営再開を支援するため、農業者が地域で行う復旧の取組に對して支援金を交付する。
- ・荒廃した耕作放棄地を再生利用する被災農業者等の取組を支援する。

- ・ 被災農地の復旧・復興に係る農業基盤の整備計画を策定するとともに、農地集積のための農業者団体等の活動を支援する。

○ 農林漁業者に対する金融支援の充実【農林水産省】 186 億円

復旧・復興関係資金の実質無利子、無担保・無保証人での、被災農林漁業者に対する貸付け等を行う。

○ 被災農業者等に対する受入れ情報の提供等の推進【農林水産省】 2 億円

被災地から他の地域への移転を行わざるを得ない被災農業者等に対し、受入れ情報の提供や受入れ地域とのマッチング等の支援を行う。

○ 農漁業者雇用支援事業の実施（後掲）【厚生労働省】

○ 農林業等就職促進支援事業の推進（後掲）【厚生労働省】

（ウ）6次産業化の推進等【農林水産省】 15 億円

被災地における農林漁業者、食品産業事業者等の連携による6次産業化に必要な施設の整備、日本産食品等の輸出回復のためのプロモーション等を行う。

（エ）農業経営の多角化【農林水産省】 10 億円

農山漁村コミュニティの維持・再生を図る地域資源を活かした集落ぐるみの取組（復興ツーリズム等）や、再生可能エネルギー供給施設の整備、農村高齢者が被災者向け農園で技術指導を行うモデル的な取組等に対する支援を行う。

（オ）持続可能な森林経営の確立と効率的な木材の加工流通体制の構築

○ 海岸防災林、木材加工流通施設等の復旧等の推進（一部再掲）【復興対策本部、農林水産省】 865 億円（うち 20 億円は再掲）
(この他、復興交付金の支出により対応)

- ・ 海岸防災林、治山施設、林道施設等の復旧整備や、間伐等の森林整備、道路網の開設等を推進する。
- ・ 木材加工流通施設、特用林産施設等、林業機械の復旧等を推進する。

○ 復興に必要な木材を安定的に供給するため、間伐、木材加工施設の整備等を基金方式で総合的に支援【農林水産省】 1,399 億円

(力) 木質バイオマス利活用施設の導入の推進【復興対策本部、農林水産省】
95 億円（この他、復興交付金の支出により対応）
木質バイオマス発電施設や熱供給施設、木質燃料製造施設等の整備を推進する。

(キ) 漁港機能等の早期回復・強化
○ 漁港、海岸等の復旧、水産共同利用施設の整備等の推進（一部再掲）【復興対策本部、農林水産省】
3,668 億円（うち 20 億円は再掲）
(この他、復興交付金の支出により対応)
・ 漁港、海岸等の災害復旧、拠点漁港の流通・防災機能の強化等を推進する。
・ 養殖施設の復旧、被災した漁協・水産加工協等の水産業共同利用施設のうち規模の適正化等を図る施設の整備を推進する。
・ 被災した漁協・水産加工協等の水産業共同利用施設の早期復旧に必要な機器等の整備を推進する。

(ク) 漁業・養殖業の再開・経営支援
○ 漁業・養殖業と水産加工・流通業が一体となった復興の推進
【農林水産省】1,170 億円
・ 漁業者・養殖業者の経営再建に必要な操業費用、生産費用、燃油費、販売費等を助成する。
・ 漁船・船団の近代化・合理化等を促進するため、漁協等に対する漁船、定置網等の漁具、省エネ型機器設備等の導入費用、種苗放流に対する支援等を推進する。
・ 燃料・配合飼料価格高騰時における漁業者に対する補てん金交付に備えた助成を推進する。
・ 漁業者等が行う漁場のがれき撤去等に対する支援を行う。

(ケ) 東北全体をカバーする物流ネットワークの構築（再掲）【農林水産省】
東北全体をカバーする物流拠点を構築するため、地方自治体等、地域の関係者から成る協議会を設置するとともに、物流拠点の機能強化・整備を推進する。

〈観光業〉

(ア) 風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化等
【国土交通省】26 億円
国内外の旅行需要を回復、喚起するため、国内旅行促進に資する取り組み等を実施するとともに、外客誘致緊急対策事業として海外での訪日旅行プロモーション等を実施する。

(イ) 三陸復興国立公園（仮称）の取組による新たな観光スタイルの構築
【環境省】7億円

地域の再生・復興のシンボルの一つとして、陸中海岸国立公園の復旧等を行うとともに、東北地方沿岸の自然公園を「三陸復興国立公園」として再編成し、農林水産業等と連携したエコツーリズムの推進などにより復興に貢献する。

＜地域包括ケアの推進等による地域づくり＞

(ア) 地域包括ケアの再構築【復興対策本部、厚生労働省】
119億円（この他、復興交付金の支出により対応）

日常生活圏で医療、介護等のサービスを一体的・継続的に提供するための、地域包括ケアの拠点及び介護等のサポート拠点を整備する。

(イ) 地域医療提供体制の再構築【厚生労働省】 720億円

- ・切れ目なく医療サービスを提供するための、医療機能の分化、集約・連携、在宅支援機能の強化等による地域医療提供体制の再構築をする。
- ・地域医療再生基金の積み増しにより対応する。

(ウ) 障害福祉サービス基盤整備事業の推進【厚生労働省】 20億円

被災地の障害福祉サービス事業所等において、安定したサービス提供を行うことができるよう事業再開を支援する体制等を整備する。

(エ) 子どもを地域で支える基盤の構築

【復興対策本部、厚生労働省、文部科学省】

34億円（この他、復興交付金の支出により対応）

被災地における保育所、幼稚園等の複合化、多機能化による子どもを地域で支える基盤の構築を推進する。

(オ) 地域コミュニティの再生等

- ・地域における社会的包摶を用いたコミュニティの復興支援に向けた「絆」再生事業を拡大する。【厚生労働省】 40億円
- ・当事者の悩みを電話で傾聴しながら、寄り添い支援等を行う「社会的包摶ワンストップ相談支援事業」を実施する。【内閣官房】 5億円

＜東日本大震災復興交付金の創設＞

○ 東日本大震災復興交付金の創設【復興対策本部】 1兆5,612億円
被災地の復興地域づくりに必要な事業を地域が主体となって実施できるよ

う、ハード事業の幅広い一括化（5省40事業）、自由度の高い資金の交付、地方負担の軽減等を内容とする東日本大震災復興交付金を創設する。

- ・ 道路事業
- ・ 都市再生区画整理事業
- ・ 防災集団移転促進事業
- ・ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
- ・ 漁業集落防災機能強化事業
- ・ 学校施設環境改善事業
- ・ 医療施設耐震化事業
- ・ 低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業 等

＜災害復旧・復興等インフラ整備の推進等＞

- ・ 公共土木施設等（道路、河川、海岸、港湾等）、空港、航路標識、鉄道などの災害復旧を推進する。【国土交通省】 3,662億円
- ・ 三陸縦貫道などの復興道路・復興支援道路の整備や河川・港湾の津波対策、土砂災害対策などを推進する。【国土交通省】 1,467億円
- ・ 学校施設、公立社会教育施設、独立行政法人等の施設などの災害復旧を推進する。【文部科学省】 1,206億円
- ・ 学校施設などの耐震化等を推進する。【復興対策本部、文部科学省】 2,047億円（この他、復興交付金の支出により対応）
- ・ 災害廃棄物の処理に係る費用に対する補助を行うとともに、災害廃棄物の処理を国が代行する。【環境省】 3,178億円
- ・ 医療施設、社会福祉施設、保健衛生施設、水道施設等の施設整備等を支援する。【厚生労働省】 594億円

＜地域公共交通支援＞

- 被災地域におけるバス交通等の確保・維持【国土交通省】 8億円
被災地域におけるバス交通等の確保・維持を支援する。

＜環境・新エネルギー事業の推進＞

- (ア) 新エネルギー事業等の推進
- 自立・分散型エネルギー導入等によるエコタウン化事業の推進【環境省】 840億円
グリーンニューディール基金制度の活用により、防災拠点等に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援するための基金を設置する。

- 小水力等の再生可能エネルギー供給施設の整備（再掲）【農林水産省】
被災地における小水力・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー供給施設の整備等を推進する。
 - 福島県等における再生可能エネルギー研究開発拠点の整備【経済産業省】
1,000 億円
福島県等被災地において、再生可能エネルギーの導入やスマートコミュニティの構築等を重点的に行い、また最新式太陽光パネルや浮体式洋上風力発電の実証事業を行うことにより、産業の振興や雇用の創出を図る。
 - 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進【環境省】
震災により生じた全国の電力需給逼迫への対策と迅速な復興に向け、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの大量導入を図るため、以下の施策を実施する。
 - ・ 再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業 4 億円
 - ・ 節電・電源セキュリティ向上緊急事業（病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業） 5 億円
 - ・ 緊急 CO₂ 削減・節電ポテンシャル診断・対策提案事業 4 億円
 - ・ J-VER 制度を活用した CO₂ 削減・復興支援・節電等緊急支援事業 4 億円
 - 住宅工コポイント制度による住宅の省エネ化促進等
【国土交通省、環境省】 1,446 億円
住宅の省エネ化促進等のため、対象工事の着工期限が本年 7 月で終了した住宅工コポイント制度について、1 年間を対象期間として再開する。
 - 木質バイオマス利活用施設の導入の推進（再掲）
【復興対策本部、農林水産省】
 - (イ) リサイクル事業等の推進
 - 小型電気電子機器リサイクルシステム構築社会実験の実施【環境省】
2 億円
小型電気電子機器のリサイクルを通じた東北地方における静脈ビジネスの活性化を図るため、リサイクルシステム構築のための社会実験を実施する。
- ＜情報通信＞
- 情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発の推進【総務省】

159 億円

東北地方への研究開発拠点の整備（試験・検証・評価の設備整備）及び当該拠点を活用した災害時における携帯電話の輻輳（混雑）を軽減するための通信技術や災害により損壊した通信インフラが自律的に復旧して公共施設等をつなぐための無線技術の研究開発・実証を行う。

○ 被災地域情報化推進事業の実施【総務省】 33 億円

東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える課題について、当該地方公共団体が情報通信技術（ＩＣＴ）を活用して効率的・効果的に解決する取組に対して支援を行う。

○ 情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業の実施【総務省】 13 億円

東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業の支援を行う。

＜原発被害への対応（除染事業の推進等）＞

○ 放射性物質に汚染された土壌等の除染の実施【環境省】 1,997 億円

「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、放射性物質により汚染された土壌等について除染等の措置等を講じる。

○ 放射性物質汚染廃棄物処理事業の実施【環境省】 451 億円

「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、放射性物質に汚染された廃棄物を迅速に処理するための措置を講じる。

○ 福島の再生・復興に向けた研究拠点の整備等【文部科学省】 194 億円

放射性物質汚染環境の早期回復、安心して暮らせる地域創造を目指して、環境回復・創造技術の調査・研究、除染や放射線に関する情報発信等の役割を併せ持った拠点施設等を福島県内に整備する。

(注) (1) の施策のうち、【復興対策本部、●●省】としている項中に明記した予算額は●●省において計上するものである。

(2) 産業振興と雇用対策の一体的支援（3,510 億円程度、雇用創出15万人程度）

※被災地外における効果を含む。

(ア) 被災地雇用復興総合プログラムの推進 1,510 億円(②・③のみの額)

① 事業の再建、高度化、新規立地等の推進（再掲）

事業用施設の復旧、6次産業化支援、立地支援等により事業の再建、高度化、新規立地等を支援する。

② 「事業復興型雇用創出事業」の創設【厚生労働省】

- 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が、被災者を雇用する場合に、①などの産業政策と一緒にとなって雇用面から支援を行う「事業復興型雇用創出事業」を創設する。
- 重点分野雇用創造事業の基金の積増しにより対応する。

③ 「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設

【厚生労働省】

- 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」を創設する。
- 重点分野雇用創造事業の基金の積増しにより対応する。

(イ) 「震災等緊急雇用対応事業」の実施 2,000 億円

- 被災者を含めた震災及び円高の影響による失業者の雇用の場を確保し生活の安定を図るため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への委託による雇用を創出する事業を実施する（「震災対応事業」の拡充・延長）。
- 重点分野雇用創造事業の基金の積増しにより対応する。

(ウ) 復興特別区域制度（仮称）の創設に伴う法人税に係る措置【復興対策本部】

新規立地新設企業を5年間無税とする新規立地促進税制、復興産業集積区域（仮称）内の事業所で雇用をする被災者に対する給与等支給額の一定割合を税額控除、事業用設備等の特別償却等、研究開発税制の特例等の措置を講じる。

(工) 農業経営の多角化戦略等による雇用の創出、就業支援

- 復興ツーリズム、再生可能エネルギーの導入、福祉との連携など、農業経営の多角化戦略による雇用の創出（再掲）【農林水産省】
 - ・ 農山漁村コミュニティの維持・再生を図るため、食を始めとする豊かな地域資源等を活かした集落ぐるみの取組（復興ツーリズム等）に対して支援する。
 - ・ 被災地における小水力・太陽光発電設備等再生可能エネルギー供給施設の整備等を推進する。
 - ・ 農村高齢者が被災者向け農園で技術指導を行うモデル的な取組に対して支援する。
- 被災者を雇用して農林水産業に関する研修等を実施する法人等に対する支援の推進（後掲）【農林水産省】
 - ・ 農業法人等が被災農業者や就農を希望する被災者等を雇用して実施する実践的な研修に対して支援する。
 - ・ 被災者の円滑な就業を支援するため、新たに雇用した林業事業体による研修等を支援する。
 - ・ 漁家子弟の漁業への就業支援や若青年漁業者の技術習得等を支援する。

(3) 復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等（607

億円程度、雇用の下支え 7万人程度）

※被災地外における効果を含む。

(ア) 人材育成の推進等

- ① 成長分野等における職業訓練等の推進
- 被災地のニーズ等に対応した公的職業訓練の訓練規模等の拡充
【厚生労働省】151 億円
被災地の復旧・復興や、今後、雇用が見込まれる環境・エネルギー分野等の成長分野の人材育成を進めるとともに、急速な円高による雇用への影響も考慮し、民間教育訓練機関等を活用した実践的な職業能力を付与する公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等の拡充を行う。
- キャリア形成促進助成金の拡充【厚生労働省】 4 億円
被災地の復旧・復興や、急速な円高の影響を受けた企業の新たな事業展開に資する能力開発を行う事業主に対して、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引き上げ等を行う。
- 成長分野等人材育成支援事業の拡充【厚生労働省】 新たな予算措置なし
 - ・ 大学院等における先進的、高度な教育訓練により、地域の産業の高度化や新産業創出を担う中核人材を育成する中小企業事業主に対して、授業料及び住居費等の助成を行う。
 - ・ 労働者を移籍により受け入れた成長分野の事業主が、必要な職業訓練を行う場合に、OJT も助成対象とする。
- ② 産学官連携による人材育成、実践的なキャリアアップの推進
- 地域中小企業の人材確保・定着支援【経済産業省】 15 億円
被災地等における優秀な若手人材確保のため、中小企業団体が中心となり大学等との日常的な顔が見える関係作りから、中小企業と新卒者等のマッチング、若手人材の定着までの支援を一気通貫で行う取組を支援する
- 大学等における地域復興のためのセンター的機能の整備
【文部科学省】105 億円
大学等が被災地の自治体からの要望を踏まえ、自治体や他大学等と連携・協力して、コミュニティー再生、産業再生、医療再生及び地域復興の担い手

の育成などの取組を継続的・発展的に実施するため、大学等の地域復興センター的機能の整備を支援する。

- 復旧・復興を担う専門人材の育成支援【文部科学省】 5億円
震災により大きく変化した被災地の人材ニーズや雇用のミスマッチに対応し、復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成及び地元への定着を図るため、専門学校などの教育機関と地域・産業界との連携による推進体制を整備し、被災地以外の教育機関等による支援のもと、専門人材育成コースの開発・実証・開設や専修学校等の就職支援体制の充実強化を図る。
 - 被災者を雇用して農林水産業に関する研修等を実施する法人等に対する支援の推進【農林水産省】 22億円
 - ・ 農業法人等が被災農業者や就農を希望する被災者等を雇用して実施する実践的な研修に対して支援する。
 - ・ 被災者の円滑な就業を支援するため、新たに雇用した林業事業体による研修等を支援する。
 - ・ 漁家子弟の漁業への就業支援や若青年漁業者の技術習得等を支援する。
 - 復興支援型地域社会雇用創造事業の推進【内閣府】 32億円
被災地における起業と雇用を創造するため、社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業や「社会的企業」を担う人材の育成を支援する。
 - 実践キャリア・アップ事業の先行的実施【内閣府】 0.4億円
被災地において、成長分野における人材を育成するため、6次産業化人材等に関する能力評価（キャリア段位）の実施を推進する。
- (イ) ハローワーク等による支援の充実強化
- 新卒者等支援の充実
 - ・ 震災や急速な円高の進行への対応等の観点から、新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特例の延長等による就職機会の拡充を図るとともに、ジョブサポーターの増員等により、新卒者支援の更なる強化を実施する。
【厚生労働省】 237億円
 - ・ 被災地等の中小企業が優秀な若手人材を確保するため、新卒者等に対して、技術等の習得のための、中小企業での職場実習を支援する。【経済産業省】 10億円
 - ・ 若年者の就職支援の経験を有する者や地域産業界の事情に精通する者等を

緊急進路指導員として被災地域の高等学校等へ配置することにより、高校生への進路指導・就職支援を行う。【文部科学省】 4 億円の内数

- 障害者に対する就職支援の充実【厚生労働省】 0.9 億円
被災地の障害者について、被災地での実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金を拡充するとともに、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者等の追加配置や地域障害者職業センターのジョブコーチの増員等による支援体制の充実を図る。
- 成長分野等における職業訓練の推進等【厚生労働省】(再掲)
- 長期失業者の就職支援【厚生労働省】 0.8 億円
被災地等における長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者を対象として、公共職業安定所の職業紹介に加えて、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティングや就職セミナー等を行うとともに、就職後の職場定着支援も行い、就職支援を総合的に実施する。
- 被災者雇用開発助成金の拡充【厚生労働省】 新たな予算措置なし
被災者雇用の更なる促進を図るため、被災者等を継続して雇用する労働者として10人以上雇い入れる事業主に対して奨励金の上乗せを行う。
- 農漁業者雇用支援事業の実施【厚生労働省】 1.3 億円
被災3県の農業法人・漁業経営体等が中高年齢農漁業者を雇用し、本事業で実施する農漁業者雇用支援講習を雇用者に受講させた場合、これらにかかる費用及び賃金相当分を支援する。
- 農林業等就職促進支援事業の推進【厚生労働省】 0.3 億円
被災地及び被災者多数受入地のハローワークの「農林漁業就職支援コーナー」の体制を強化するとともに、被災者多数受入地において関係機関と連携した合同企業面接会を追加開催し、被災地等の農林漁業求職者の就業機会の確保を図る。
- 復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善【厚生労働省】 1.6 億円
被災地における建設労働者の確保・雇用改善を進めるため、被災地の中小建設事業主が行う建設教育訓練や雇用管理改善の取組に対して支援する建設雇用改善助成金について、助成率の拡充等を行うとともに、合宿形式による失業者向け短期集中訓練に対する支援を行う。

○ 被災地等のハローワークの機能・体制強化 16億円

被災地のハローワークについて、被災地以外からの職員の派遣等により、窓口体制の強化を図る。また、被災地のハローワークを中心に復旧・復興事業の受注企業等に対する積極的な求人開拓、被災者に対する適切な職業訓練への誘導や訓練終了後の担当者制による支援等を行う。

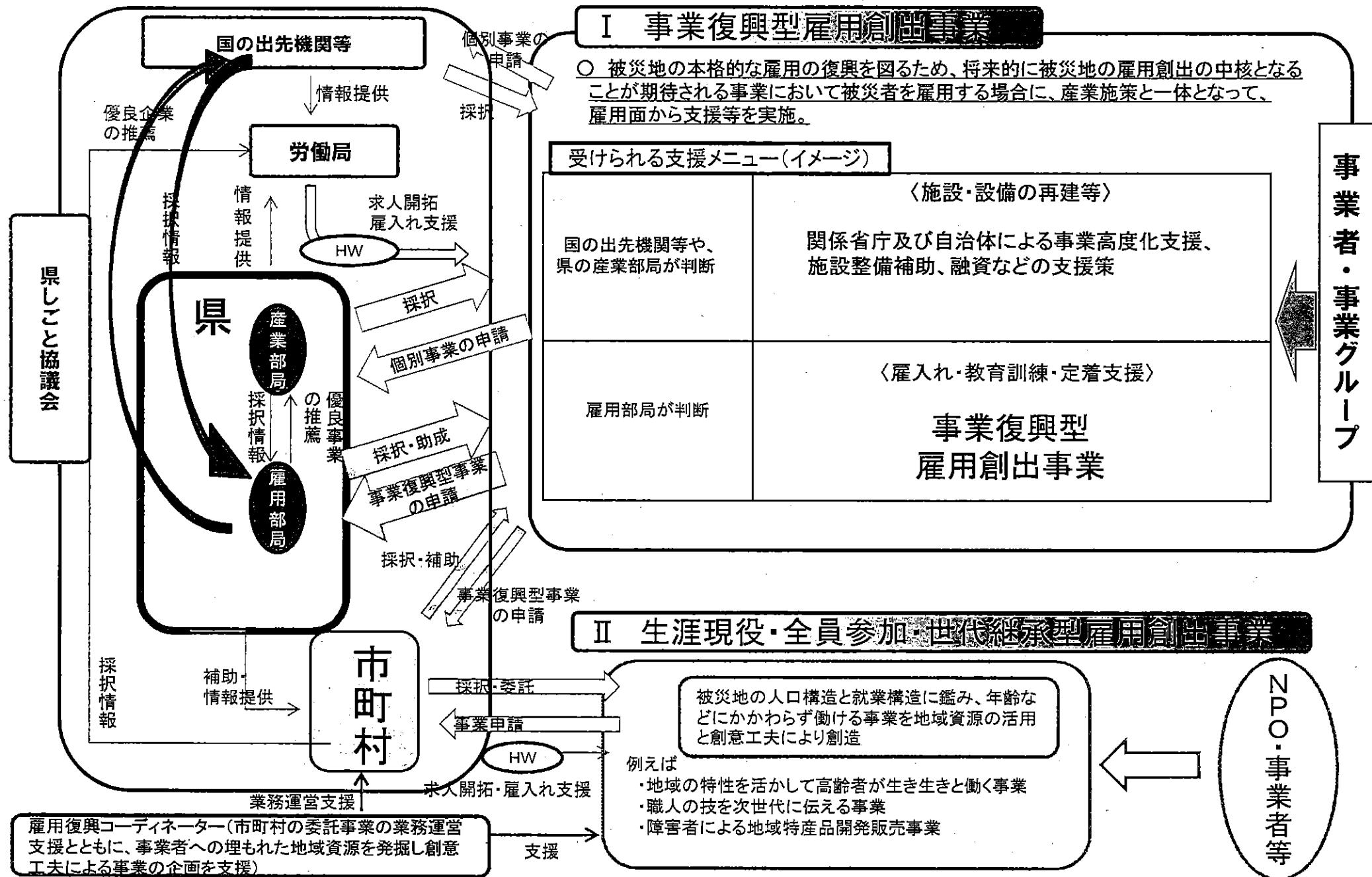
(ウ) 復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止【厚生労働省】

- ・ 岩手県、宮城県、福島県に設置した安全衛生対策の実施拠点を中心に、復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を指導するとともに、アスベストばく露防止対策を徹底する。
- ・ 被災地域での労働条件に関する相談体制を整備する。 0.5億円

(エ) 雇用保険の給付の延長【厚生労働省】 新たな予算措置なし

被災3県の沿岸地域等に居住する雇用保険受給者について、給付日数を90日延長する措置を講じる。

被災地雇用復興総合プログラムの仕組み(イメージ案)



「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1・フェーズ2の主な進捗状況

1. 「日本はひとつ」しごと協議会等の取組

- ・4月28日までにすべての都道府県において協議会を設置済み。
- ・すべての協議会において概ね以下の事項について合意。
 - 復旧事業に関して、できるだけ地元企業の受注確保、資材の活用、被災者の就労を確保すること
 - 復旧事業の求人をできるだけハローワークに提出勧奨すること
 - 農業・漁業等の人材を必要とする業界からの求人をハローワークに提出勧奨すること
 - 雇用調整助成金や中小企業向け融資制度などについて連携して周知・相談に対応すること
 - 被災者の受け入れ体制など生活関連情報を労働局、ハローワークに提供すること
- ・協議会の下に、幹事会、部会等を設け、隨時開催するとともに、個別に関係機関との協議を実施中。
- ・ハローワークレベルでも市町村役場、農協、漁協などと連携。
- ・これらによる具体的な成果は、下記2以下とのおり。

特に

- 協議会参加機関から復旧・復興事業の情報提供を受け、ハローワークが求人開拓、職業紹介を実施
 - 県、労働局が市町村を訪問し、雇用創出基金事業の効果的実施について周知・助言
 - 訓練コースの設定を関係機関と連携して行い機動的な職業訓練を実施
 - 農業・漁業分野等の求人情報を関係機関より提供を受けて収集し、ハローワークから被災地の農協・漁協等に提供すること等により広域マッチングを推進
 - 被災者を受け入れ可能な住居の情報を関係機関より集約し、被災地に提供
 - 雇用調整助成金など労働施策や中小企業向け金融支援施策などを一体的に中小企業事業者に周知・広報
- などで連携を図っている。

2. 復旧・復興事業等による確実な雇用創出

(1) 復旧・復興事業の推進

- ・道路、港湾、空港、鉄道、河川等の施設の復旧事業を継続。

- ・農地及び排水機場や用排水路などの農業用施設等については、査定前着工を活用し、1,286 カ所で復旧工事を実施中。(8月31日現在)
- ・津波により被災した水田のうち、1,979ha で除塩事業を実施中。(8月31日現在)
- ・被災した中央卸売市場4カ所、被災した地方卸売市場8カ所で査定前着工により事業実施中。(10月11日現在)
- ・山地、海岸林等の復旧整備等は全額実施計画承認済。直轄事業は東北及び関東森林管理局にて事業実施中(26カ所)。(10月7日現在)
- ・治山施設等の災害復旧等事業を 61 カ所で実施中、404 カ所で事業実施手続き中(うち 400 カ所査定済)。(10月7日現在)
- ・仮設住宅等の資材確保のための木材加工流通施設等の整備等について、12 カ所で復旧・整備し、木材供給等を開始。8 カ所において事業実施中。(10月5日現在)
- ・災害復旧事業の査定前着工による応急工事を、234 渔港において着手。(9月30日現在)
- ・漁船約 8,500 隻、定置漁具約 230 ヶ統を導入予定。さけ・ます孵化放流施設 60 カ所を復旧中。(9月30日現在)
- ・応急仮設住宅は、着工確定戸数が 5 万 2,147 戸、完成戸数が 5 万 1,537 戸。(10月24日現在)
- ・被災地での損壊家屋等の処理については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸 32 市町村で約 6 割の災害廃棄物の仮置場への搬入を完了。(10月11日現在)

(2) 復旧・復興事業の求人確保

- ・被災3県(岩手県、宮城県及び福島県。以下同じ。)の建設業の新規求人数: 25,666 人(4月分から8月分までの合計)

(3) 雇用創出基金事業による被災者の雇用確保 (10月14日現在)

- ・全国で約 44,000 人の雇用が創出される見込み。うち約 25,800 人の採用実績
- ・岩手県において、県と市町村の事業で 10,000 人の雇用予定。
うち、求人が開始された人数: 5,899 人
うち、採用実績: 4,523 人
- ・宮城県において、県と市町村の事業で 11,000 人の雇用予定。
うち、求人が開始された人数: 8,767 人
うち、採用実績: 6,694 人
- ・福島県において、県と市町村の事業で 11,000 人の雇用予定。
うち、求人が開始された人数: 10,853 人
うち、採用実績: 8,995 人

(4) 復旧・復興事業の雇用の質の確保

- ・5月26日に、雇用創出の際の雇用の質(労働条件、安全衛生など)への配慮につ

いて、被災者等就労支援・雇用創出推進会議メンバーに対し、座長である小宮山副大臣（当時）から文書で要請。地域レベルでもしごと協議会関係者に要請。

3. 被災した方々としごととのマッチング体制の構築

(1) 被災者への職業紹介

(就職件数等)

- ・被災3県の新規求人数：のべ 193,198 人（4月～8月計）
 - ・被災3県の新規求職者数：のべ 205,895 人（4月～8月計）
 - ・被災3県の就職件数：のべ 64,339 件（4月～8月計）
- (ハローワークによる出張相談件数等)
- ・被災3県の出張相談：2,272 か所、相談件数のべ 7,955 件（3月 16 日～9月 30 日）

(障害者への対応)

- ・地域障害者職業センター（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉）に設置した「特別相談窓口」において相談・支援を実施。また、障害者本人や事業所からの希望により、事業所や避難所に訪問相談を実施。
- ・相談件数：566 件（障害者 354 件、事業主 212 件）（4月 4 日～10月 14 日）
※実件数。雇用継続に係る相談のみ計上。

(2) 職業訓練の機動的な拡充・実施

(被災3県における、23年度当初の職業訓練の計画数等)

- ・公共職業訓練（委託訓練）において、医療、介護・福祉、情報通信分野等について、23年度の計画数 5,738 名分を計画。4～8月開講コース受講者は 2,428 名。
- ・公共職業訓練（施設内訓練）において、金属加工科（溶接・機械板金）等ものづくり分野について、23年度の計画数 2,264 名分を計画。4～8月開講コースの受講者は 745 名。
- ・基金訓練において、医療、介護・福祉、情報通信分野等について、23年度の認定訓練定員数としてこれまでに 11,742 名分を認定。4～8月開講コースの受講者は 4,720 人。

(建設機械の運転等の特別コースの職業訓練の設定状況等)

上記に加え、被災地域の離職者等に対する建設機械等の運転等の特別コースの職業訓練を設定・実施。

- ・公共職業訓練（委託訓練（特別コース））として、被災3県で 69 コース（430 名分）設定。（10月 18 日現在）
※ 岩手県 4 コース（90 名分）、宮城県 7 コース（140 名分）、福島県 58 コース（200 名分）。
- ・基金訓練（特別コース）として、被災3県で 19 コース（263 名分）認定。（10

月 18 日現在)

- ※ 岩手県 11 コース (163 名分)、宮城県 2 コース (40 名分)、福島県 6 コース (60 名分)。
- ・求職者支援訓練(特別コース)として、被災 3 県で 5 コース (76 名分) 認定。(10 月 18 日現在)
 - ※ 岩手県 4 コース (66 名分)、福島県 1 コース (10 名分)。
- (被災地域の離職者等に対する建設関連分野(建築設備・電気設備等)の定員拡充)
- ・上記に加え、被災地域の離職者等に対する建設関連分野(建築設備・電気設備等)の定員拡充として、被災 3 県で、公共職業訓練(施設内訓練)について 243 名分を追加設定、実施予定。(10 月 18 日現在)
 - (被災地域の訓練生等に対する学卒者訓練や在職者訓練の受講料等の免除)
 - ・学卒者訓練等については 115 人分の受講料を免除し、在職者訓練等についてはのべ 2,787 人分の受講料を免除。(10 月 18 日現在)
- (被災した公共職業能力開発施設、認定職業訓練校の復旧の推進)
- ・公共職業能力開発施設…申請のあった岩手県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県の 14 校のうち、12 校について着工済み、2 校について準備中。(10 月 18 日現在)
- ・認定職業訓練校…申請のあった岩手県、福島県及び栃木県の 6 校すべてについて着工済み、うち 5 校について工事完了。(10 月 18 日現在)

(3) 被災地域の就労支援等

- ・「就労履歴管理制度推進協議会」が主体となり、被災地の建設作業員に ID 付きの「建設業就労者証」を発行し、入退場記録、安全講習の履歴等を自動記録することにより、現地の流動的な雇用関係下における就労履歴を正確に捕捉・管理する取組を、宮城県石巻市の応急仮設住宅の施工現場で開始。

(4) 広域マッチング

①一般分野

- ・被災 3 県以外の被災者対象求人件数 : 24,628 人 (10 月 9 日現在)
- ・被災 3 県以外に避難する被災有効求職者数 : 13,938 人 (10 月 9 日現在)
- ・被災 3 県以外での累計就職件数 : 8,897 件 (10 月 9 日現在)

②農業・漁業分野

- ・農林水産省では、都道府県、農林水産業関係団体等の協力の下、「農山漁村被災者受け入れ情報システム」により、地元に加え、全国の住まいの情報(約 2,500 戸(棟))、農林水産業関係の雇用等の情報、農地や耕作放棄地の活用に関する情報等の受け入れ情報を被災地域へ提供中。10 月 5 日までに、51 戸において 145 名が入居、19

法人等において 29 名を雇用、6 カ所の農地及び耕作放棄地(計 10.2ha)を活用。

- ・全国農業会議所・全国新規就農相談センターが(社)日本農業法人協会と協力して被災者用農業求人情報を収集。10月5日現在で 206 名の求人情報がある。ハローワークでもこれと連携し、職業相談・職業紹介を実施。この被災者用農業求人情報については、「農山漁村被災者受入れ情報システム」でも提供されており、10月5日までに 26 名が雇用されている。
- ・水産庁が被災者用漁業関係求人情報を収集。9月21日現在で 264 人の求人情報があり、9月21日までに 5 名が雇用されている。
- ・国土交通省では、造船関連団体等の協力の下、造船関連業労働者の広域マッチングについて、31社、合計 160 名分以上の受け入れ先を開拓した。(10月21日現在)

③住居の確保

- ・雇用促進住宅提供可能戸数 全国 3 万 7,765 戸、うち被災 3 県合計 2,953 戸。
その他、既に 6,891 戸について入居決定済み。(10月20日現在)
- ・公営住宅等で提供可能な空き室 全国約 2 万 4,000 戸。うち、既に約 7,400 戸について入居決定済み。(10月24日現在)
- ・UR 賃貸住宅で提供可能な空き室 全国約 5,100 戸。うち、既に約 930 戸について入居決定済み。(10月24日現在)
- ・700 以上の経済産業省所管の業界団体等に社宅等の自主的な提供を要請し、142 社から 230 施設、約 7,500 名分の申し出あり。
- ・「農山漁村被災者受入れ情報システム」により、住まいの情報(約 2,500 戸(棟))を被災地域へ提供中。10月5日までに、51 戸において 145 名が入居。(再掲)

4. 被災した方々の雇用の維持・生活の再建

(1) 雇用保険

- ・被災 3 県の雇用保険受給資格決定件数：10 万 7,601 件 (3 月 12 日～10 月 16 日、対前年比 1.9 倍)

(2) 雇用調整助成金の拡充

- ・休業等実施計画届受理状況(平成 23 年 8 月分) ※いずれも速報値
(全国) : 49,798 事業所、961,414 人
(被災 3 県) : 3,097 事業所、78,010 人 (7 月比増加率：事業所数-11%、対象者数-4%)

(3) 緊急対策に係る事業主説明会の実施

- ・被災 3 県で事業主等を対象とした各種助成金にかかる説明会、相談会を開催、

のべ273回実施

(うち中小企業金融支援なども含めたワンストップによる説明会：143回)

(4) 金融支援・経営再建支援（経営再開）

- ・公的金融機関で災害復旧融資等を実施するとともに、公的金融機関や中小企業団体で特別相談を実施。（8月14日現在で相談件数169、898件）
- ・「東日本大震災復興特別貸付」の実績（5月23日～10月7日）
件数：92, 298件 金額：2兆846億円
- ・「東日本大震災復興緊急保証」の実績（5月23日～10月7日）
件数：55, 571件 金額：約1兆3, 810億円
- ・仮設工場、仮設店舗等の整備要請を、独立行政法人中小企業基盤整備機構が各市町村から受付。10月14日現在で47市町村から350カ所の整備要請があり、うち199カ所では市町村と基本契約を締結し、順次着工。（うち50ヶ所が工事完了）。
- ・複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、県から認定を受けた場合に、計画実施に不可欠な施設・設備の復旧に対して補助する事業について、6月13日から24日の間に募集を実施、28グループの採択を決定（8月5日）。二次補正予算分について、9月5日～22日（茨城県は9月6日～22日）の間に募集を実施し、現在（10月14日時点）、案件の審査中。10月14日（金）の閣議において、本事業について予備費約1250億円の使用を認める閣議決定がされた。これを見て、10月19日～11月8日の間に募集を実施予定。
- ・独立行政法人福祉医療機構において、被災した社会福祉施設、民間医療機関等への低利融資を実施。（9月30日現在、東日本大震災に関連した融資件数253件（医療・福祉貸付の合計））
- ・株式会社日本政策金融公庫において、被災した生活衛生関係営業者への低利融資を実施。（10月14日現在、東日本大震災復興特別貸付の貸付件数1,269件、約64億円）
- ・経営再開に向けた農地の再生を共同で行う地域農業復興組合について、現在36市町村において設立の検討が行われ、うち27市町において、69の復興組合が設立。（9月30日現在）
- ・被災3県において、漁業者等が行う漁場でのがれき等の回収処理等の取組を72地区で実施中。（10月5日現在）
- ・被災した農林漁業者に対する、株式会社日本政策金融公庫資金等の実質無利子化等の措置について、5月2日より受付を開始しており、10月7日現在で貸付決定1,251件、29,821百万円。また、民間融資の特別保証については、5月2日より受付を開始しており、10月7日現在で346件の保証引受け。

(5) 新卒対策

- ・内定取消し者のうちハローワークの支援等により307人が就職。(8月31日現在)
※内定取消し:全国469人(うち岩手県89人、宮城県89人、福島県102人、東京都88人)(8月31日現在)
- ・入職時期縲下げ者のうち、2,330人が入職済み。(8月31日現在)
※入職時期縲下げ:全国2,556人(うち岩手県248人、宮城県326人、福島県462人、東京都666人)
- ・4月13日に、ドリームマッチプロジェクトのホームページをリニューアルして未内定者等を継続して募集する求人を掲載し、被災地域の新卒者等に配慮する求人を検索可能としている。被災地域の新卒者等に配慮する求人は、平成22年度事業で最大168件、平成23年度事業として、569件(10月14日現在)が検索可能となっている。また、インターネット環境等を用意できない被災地域の新卒者等がインターネット端末、電話、プリンタを使用してドリームマッチプロジェクトを利用することができる新卒ハローワーク、ジョブカフェの一覧(28ヶ所)を公表。
- ・4月18日に、新卒者就職応援プロジェクトの受入企業のうち、被災地域の新卒者等の雇用に積極的な企業187社(4月27日現在)を公表するとともに、ハローワークへ求人票の提出を依頼。また、被災地域において行う職場実習については時間数や実施日数の要件を緩和する等の特例措置も実施。
- ・4月28日より、首都圏で就職活動を行う被災地域の学生等に対して、国立オリンピック記念青少年総合センター及び労働大学校の宿泊施設を無料提供。(9月1日までに、1,634人が宿泊※速報値)
- ・被災学生に交通費や宿泊費の負担が生じない形での被災地内外での被災学生等支援就職面接会を実施(7月12日~15日に東京新卒応援ハローワーク、9月20日・21日に埼玉県朝霞市労働大学校、10月14日に仙台にて実施)。
- ・被災した新卒者等を対象に、岩手県、宮城県、福島県、青森県等の被災地域で合同就職説明会を14回実施予定(10月14日現在で12回実施済み)。また、ハローワークにおいても被災した新卒者等への周知、ジョブサポーターの派遣等を実施中。
- ・ジョブサポーターを増員(2,003人→2,103人)し、マッチングの支援、学校等との連携による地元求人の開拓、居住地以外での就職を学生等が希望する場合の全国ネットワークを活用した求人の確保、学校を訪問しての支援を実施。岩手・宮城・福島にてジョブサポーターの支援により4,141人が就職。(4月1日~9月30日)
- ・被災地の新規学校卒業者について、学校が震災により指導要録等の記録を消失した等の理由により、採用選考に係る応募書類において学習の記録等を記載することが困難なケースがある場合を踏まえ、文部科学省と厚生労働省の連名で、各都道府県

- 教育委員会等宛てこの場合の対応方法を通知するとともに、主要経済団体に対して、該当する生徒が不利益を受けることがないよう配慮を依頼。(7月26日)
- ・平成24年3月卒業予定の被災県の高校生の就職環境の改善のため、厚生労働大臣、文部科学大臣の連名で257の経済団体等に対し、被災高校生の求人を確保することや、大学生等についても厳しい就職環境にあることから採用枠を拡大すること等に関する要請書を発出(7月29日)するとともに、特に高校生の求人確保等については、主要な経済団体3団体に両省の政務官が直接訪問し要請。(8月4日～8月11日)
- ・被災地の新規高卒者のニーズを調査し、これに基づき全国のハローワークで求人開拓を実施するとともに(8月～)、文部科学省より全国の教育委員会等にも協力を依頼(7月29日)

(6) 復旧工事災害防止対策の徹底

- ・建築物等の解体・改修、がれき処理、屋根の改修等、復旧工事の進捗に応じた労働災害防止対策の徹底を、建設業団体に要請。(3月18日、28日、5月27日、8月31日)
- ・がれき処理作業を安全に進めるための注意点をまとめリーフレットを作成し、被災地の労働基準監督署等で配布するとともに、安全衛生パトロールを実施。(4月22日から8月31日までの間に延べ918現場で実施。)
- ・安全衛生に関する専門的支援の拠点を開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を順次開始。
- ・労働災害防止対策を官民一体となって徹底するため、「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」を設置(6月3日、7月6日、9月5日開催)し、地域ごとの安全衛生協議体制の構築、中小企業での安全衛生教育の徹底のための具体策等について検討。
- ・アスベスト含む粉じんへのばく露防止のため、メーカーから無償提供を受けた使い捨て防じんマスク(25万枚)や国で調達したフィルター交換式防じんマスク(5万個)を労働者等に配布。さらに、電動ファン付き呼吸用保護具(600個)の配布を10月末以降実施予定。

5. 広報・周知

(1) 政府広報

- ・壁新聞第4号、5号により、「日本はひとつ」しごとプロジェクトにおける取組や、ハローワーク等における取組、被災地における雇用創出事業などを掲載し、避難所(岩手500か所、宮城1,000か所、福島500か所)の他、コンビニや郵便局等、合計約5,900か所に配付。

- ・放送政府広報ラジオ番組「中山秀征のジャパリズム」内の「お知らせ」にて「日本はひとつ」しごとプロジェクトを周知。(7月2、3日放送)
- ・地方紙の記事下広告で「日本はひとつ」しごとプロジェクトを周知。(6月25日)
- ・インターネットのバナー広告を活用し、しごとプロジェクトを周知。

(2) シンボルマーク

- ・仕事 (work) の頭文字「w」をモチーフに人が手をつないでいる様子を描いており、みんなが力を合わせて協力し合う日本をイメージし、被災された方を支える本プロジェクトを表現するシンボルマークを作成し、閣議後会見にて、厚生労働大臣より公表。(5月24日)
- ・厚生労働省内の会見に使用する、「日本はひとつ」しごとプロジェクトのシンボルマークの入ったバックパネルを作成。(6月3日)
- ・しごとプロジェクト関係資料、封筒、名刺などにシンボルマークを印刷。

(3) その他の取組

- ・厚生労働省ホームページ内に「日本はひとつ」しごとプロジェクト専用ページを作成し、トップページにバナーを作成。
- ・被災した中小企業に対する金融支援策と雇用調整助成金の情報、施設整備、税制等の各種支援策等をまとめた「中小企業向け支援策ガイドブック」を作成し、被災地域をはじめ全国の中小企業者に広く周知。その時々の支援情報をまとめ、これまで計3回、ガイドブック45万3千部、チラシ40万部を作成し、被災地を中心に全国に発送。
- ・厚労省人事労務マガジンにより、「日本はひとつ」しごとプロジェクトについて、全国の企業の人事労務担当者や社会保険労務士など宛に約3万通のメールにて情報提供。(4月11日、5月11日、6月1日)
- ・週刊ダイヤモンド(6月4日号)の特集記事において、「日本はひとつ」しごとプロジェクトについて取材記事を掲載。
- ・月刊・厚生労働の7月号、8月号に特集として掲載。